

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月23日

長崎県知事 平田 研

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル佐世保崎岡店
長崎県佐世保市崎岡町853番12の一部
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (3) 変更しようとする事項
 - ① 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更の年月日
 - ① 令和9年1月26日
 - ② 令和8年5月26日

2 届出年月日

令和8年5月25日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。